

事務連絡
令和6年3月22日

別記県下水道担当課長 殿
別記政令市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室長

下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年能登半島地震では、マンホール浮上や管路の破損が生じたり、下水処理場、ポンプ場にて場内埋設配管等の破損が生じるなど、多くの被害を受けました。国土交通省では、学識者等からなる「上下水道地震対策検討委員会」（委員長 滝沢智 東京大学教授）を設置し、下水道施設の復旧のあり方などについて検討していただいているところです。今般、同委員会により別添のとおり「上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について」がとりまとめられました。

今後の下水道施設の本復旧にあたっては、本内容を踏まえ、適切な対応を図られたい。

なお、県におかれましては、管内市町村（政令市を除く。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

別記

石川県

新潟県

富山県

福井県

新潟市

上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年3月12日

上下水道地震対策検討委員会

上下水道施設については、未だ応急復旧中であり、被災状況の調査も途上の段階だが、上下水道の1日も早い本復旧も強く求められている。そのため、上下水道施設の本復旧にあたっては以下の通りとする。

(1) 水道施設

- ・水道施設については甚大な被害が発生しているものの、現時点では耐震対策を実施している施設においては概ね機能が確保されていた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・水道施設の本復旧にあたっては、「水道施設耐震工法指針・解説 2022年版」((公社)日本水道協会)に準拠して設計・施工することが適当である。

※国の財政支援として、令和6年能登半島地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金を活用可能

(2) 下水道施設

- ・下水道管路で多くの被災が確認されたものの、流下機能は概ね確保されていた。
- ・下水処理場やポンプ場についても致命的な損傷はなく、早期に機能確保することができた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・下水道施設の本復旧にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」((公社)日本下水道協会)に準拠して設計・施工することが適当である。

※国の財政支援として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を活用可能

以上